

## 食事療養費に係る料金

◎1食 550円（非課税）

（住民税非課税世帯は270円または130円）

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は  
栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後  
6時以降）、適温で提供しています。

2026年 6月 1日